

社会福祉法人敬愛福社会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛福社会定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（改廃）

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月16日から施行する。